

四日市市議会訓令第1号

四日市市議会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

平成31年3月29日

四日市市議会議長 竹野兼主

四日市市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

四日市市議会事務局処務規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務分掌) 第8条 係の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)から(3)まで (略) (4) 広報広聴係 アからカまで (略) キ <u>市民意見の聴取に関すること。</u> ク <u>その他広報広聴に関すること。</u>	(事務分掌) 第8条 係の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) から(3)まで (略) (4) 広報広聴係 アからカまで (略) キ <u>その他広報広聴に関すること。</u>

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(議会事務局議事課)